JAPAN TEACHERS' UNION ―教え子を再び戦場に送るな―

JTU ほっきゅう NO.25

2023. 10. 6 北九州市教職員組合にゅうす

第２期教研集会、開催される！no.1

～埼玉超勤訴訟を起こした「田中まさお」さんと一緒に考える私たち教職員の働き方～

9 月 16 日（土）、小倉リーセントホテルにて第 2 期教研集会（第 1 回教職員セミナー）が開催されました。当日は、70 名近い参加者が集い、「私たち教職員の働き方改革」を田中まさおさんと一緒に考えていきました。スペシャルコメンテーターには、お馴染みの安元隆治弁護士をお招きし教育現場と乖離した「給特法」の課題を話してもらいました。まずは、全体会での田中まさおさんの講演を参加者の感想を交えながら報告します。

～田中まさおさんの講演に学ぶ～

“なぜ裁判を起こそうと考えたのか”

教員は、人を創る仕事であり、基本的には、「個人指導」がすべてであると考えている。一人ひとりに適した指導をするために「集団指導」と「個別指導」がある。大切なことは自由であり、教員も児童・生徒も自由が尊重される中で教育は行われるべきである。しかし、現在は学校長の意向が強すぎて教員一人ひとりの創意工夫が発揮できない状況である。また、学校長のリーダーシップも教育委員会に管理され自由がないと考えている。

その中で教員だけが残業代を支給されないこと、若い教員が早朝から夜遅くまで黙々と働き、教員になった当初の目的も忘れていることの現状を目の当たりにした。長時間労働のため教育が単に見張りになっていると感じた。改めて言うと、教員に大切なのは、自主的自律的であり創造性を発揮できる環境が大切である。そこで自分の学校だけでなく、日本を変えようと考え裁判を起こそうと考えた。（つづく）

●ずっと聞いてみたい話でした。（職場での）業務改善で難しい面も多いと感じる。（例えば）個々の内容について、個々人の考え方が異なる場合など・・・職場で「私はするけど、私はしない」バラバラで当然・・・子どものためにと言うとついついやりすぎる・・・しかし、善意やボランティア精神で、仕事を増やし疲れ果ててもいけないし、でも自由度がせまくなるのもいやだし・・・ただ今日の話で「できること」「やりたいこと」が明らかになってきました！ありがとうございました。（小学校50代）

●給特法をよく理解してないことがわかって良かったです。勉強しようと思います。学校長にも自由がないことがわかりました。「自発的」という都合の良い言葉で先生方が苦労されているのがわかりました。（中学校50代）

わからないこと・困ったことがあったら… 何でも気軽にお問い合わせください！

///JTU 北九州市教職員組合 〒802－0072 小倉北区東篠崎３丁目4－1

E-mail:jtuhokyu@lime.ocn.ne.jp 北九州教育会館 TEL（093）953－0381